

地方税財源の充実・強化

政策提言先 総務省、内閣府

政策提言の要旨

地方財政は、社会保障関係費の増嵩などにより恒常的に財源不足の状態が続いています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の減少が懸念される中、南海トラフ地震をはじめとする災害への備えや、地方創生・人口減少対策に加えて、感染症防止対策や経済影響対策のさらなる拡充・継続のための取組を推進していくためには、こうした施策に係る財政需要について安定的な財源の確保が不可欠です。

については、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応として地方が必要とする財源を措置するとともに、地方一般財源総額を確保しつつ、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立等により、地方税財源の充実・強化を図ることを求めます。

【政策提言の具体的内容】

1 地方一般財源の総額確保

- 令和3年度地方財政計画における地方の一般財源総額については、国の新経済・財政再生計画において、令和3年度までは平成30年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされていることを踏まえ、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を0.2兆円上回る62兆円とされました。地方交付税総額についても前年度を0.9兆円上回る17.4兆円を確保されるとともに、臨時財政対策債を可能な限り抑制したものととなっております。

今後も、地方の歳出は、社会保障関係費の財源や臨時財政対策債の償還財源はもとより、地方が責任をもって実施する地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組、さらには新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や経済影響対策に加えて、デジタル化の推進など社会・経済の構造変化を踏まえた対策などの財政需要も見込まれます。令和4年度以降の一般財源総額の議論に当たっては、こうした需要に的確に対応し、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していけるよう、十分な規模で地方一般財源の総額を確保し、地方の取組を後押ししていただくことが必要です。

- 地方創生の推進については、令和2年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が改訂され、その中で、地方公共団体においても、地域の課題については、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが求められております。地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくためには、令和3年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方創生・人口減少対策に向けた取組をしっかりと進められるよう必要な地方一般財源を十分に確保することが必要です。
- 一般財源の確保に当たっては、地方交付税の総額をしっかりと確保することが重要です。地方交付税の法定率の見直しを含め、臨時財政対策債などの特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けた方策を国と地方で検討していく必要があります。

2 インフラの有効活用に必要な財源の確保

○ 令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では、激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等の更なる加速化・深化を図ることとして、令和3年度からの5か年で約15兆円程度の事業規模を定めるとともに、令和3年度地方財政計画では、地方が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組むことができるよう「緊急防災・減災事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」が令和7年度まで延長されました。

○ また、5か年加速化対策では、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」についても盛り込まれたところですが、過去に整備した公共施設等については、老朽化が急速に進展する中、維持管理や更新といった老朽化対策等を行い、適切に管理していくことが必要です。

本県では、令和3年度までの時限措置とされている公共施設等適正管理推進事業債を活用し、これまで学校施設や道路の長寿命化等に資する事業に取り組むことができましたが、これらの取組は継続的に対策が必要であり、令和4年度以降に着手となる事業も見込まれます。このことから、公共施設等適正管理推進事業債については、地方の意見を十分に踏まえ、恒久化や継続を行うなど、公共施設の適正管理の推進のための財源を安定的・継続的に確保する必要があります。

3 条件不利地域や財政力の弱い地方自治体に対する適切な財源措置

○ 本県のように全国平均を上回って人口が減少し、少子高齢化が進行している地方自治体では、地方創生・人口減少対策を一層推進するとともに、人口減少下においても、教育・福祉など地域や住民が必要とする行政サービスを安定的に提供することや災害へ備えるために社会資本を整備し、それを維持・修繕していく必要がありますが、十分な財源保障がなければ着実に取組を実行していくことは困難です。

そのため、令和4年度以降においても、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」を継続するなど、地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い団体の実情を十分に踏まえた財源措置が必要です。

4 新型コロナウイルス感染症対策の継続

○ 新型コロナウイルス感染症の影響は長期化が予想されることから、地方には、感染防止対策や社会経済活動の回復の両立を図るとともに、デジタル化の推進等ウィズコロナにおける社会・経済の構造変化を踏まえた対策に取り組んでいくことが求められております。

令和2年度第3次補正予算により、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されたところですが、引き続き、地方が責任を持って必要な対策を実行することができるよう、感染症が収束するまでの間は、同交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、地方が必要とする財源を措置していただくことが必要です。

○ また、令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減収が見込まれる場合には、引き続き、地方消費税等を減収補てん債の対象に追加するなど、地方財政の安定的な運営に向けた措置が必要です。

【政策提言の理由】

地方の一般財源総額については、令和3年度地方財政計画において、前年度の水準を上回る額で確保されるとともに、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」が継続されるなど、厳しい地方財政への配慮がなされたところです。

特に、事業規模15兆円程度の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の決定、「緊急防災・減災事業債」や「緊急自然災害防止対策事業債」の継続については、本県が取り組む各施策を後押しするものであり、感謝を申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れに伴い、地方においても税財源の減少が懸念されているところであり、地方交付税を含む一般財源総額の安定的な確保の重要性がより高まっております。

令和4年度以降の地方の一般財源総額の規模については、今後議論されていくものと思われませんが、今後とも、増嵩する社会保障関係費のほか、地方創生・人口減少対策、国土強靱化のための防災・減災事業、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や経済影響対策などに対応していくためには、地方交付税の増額をはじめとする地方税財源の充実・強化が必要です。

【高知県担当課】 総務部 財政課